報告事項1

教育長の臨時代理による神戸市教育委員会規則の改廃について

令和4年3月8日開催の教育委員会会議における議決に基づき,教育委員会を臨時に 代理し,以下のとおり規則を制定したので,報告する。

令和4年4月27日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純 神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日提出

神戸市教育委員会教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第17号

神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前					
第8条 総務課は、次の事務を分掌す	第8条 総務課は、次の事務を分掌す					
る。	る。					
(1)~(10) [略]	(1)~(10) [略]					
	(11) 青少年科学館に関すること。					
(11) 神出自然教育園に関すること。	<u>(12)</u> 神出自然教育園に関すること。					
第 9 条 ~ 第 15条 [略]	第 9 条 ~ 第 15条 [略]					
第16条 特別支援教育課は、次の事務	第16条 特別支援教育課は、次の事務					
を分掌する。	を分掌する。					

- (1) 「略]
- (2) 特別支援学校及び特別支援学級 の教育課程に関すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級 の教科書採択及びその他教材の取 扱いに関すること。
- (4) 特別支援教育に係る就学、教育 相談及びその支援に関すること。
- (5) 特別支援教育相談センターに関すること。

- (1) [略]
- (2) 障害児に係る就学に関するこ と。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級 の教育課程に関すること。
- (4) 発達障害に係る教育相談及び支援(学びの支援センター)に関すること。
- (5) 特別支援学校及び特別支援学級 教科書の採択及びその他教材の取 扱いに関すること。

(教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公印規則 (昭和42年7月25日教育委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
附則	附則				

1、2 [略]

- 1、2 [略]
 - (指定管理者の不在等の期間における専用公印)
- 3 教育長が附則別表の第1欄に掲げ る公の施設の管理について地方自治 法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項の規定による教育長の指定 を受けたもの(以下「指定管理者」と いう。)の指定を取り消し、指定管理 者が解散し、その他指定管理者がい なくなった場合又は教育長が指定管 理者の業務の停止を命じた場合は、 その時からその直後に指定管理者を 指定し、又は当該停止の期間が終了 する時までの間における当該公の施 設の使用の許可に関する事務につい ては、第2条および第6条の規定にか かわらず、同表に定める専用公印を 使用しなければならない。

附則別表

	公の施設	公印の名称		U	な	型	書体	寸法(ミリメートル)	管守責任者	用途
	神	神	Γ	青科神	少学	年館	て	方	総	青
	戸	戸		神 神 教	戸	市長即	ん	21	務	少
	市	市				事用	書		課	年
	立	教	L	_					長	科
	青	育								学
	少	委								館
	年	員								事
	科	会								務
	学	教								専
	館	育								用
		長								
		印								

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市教育委員会教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第18号

神戸市立青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 神戸市立青少年科学館条例施行規則(昭和59年3月教育委員会規則第4号)
- (2) 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則(平成25年3月教育委員会規則第8号)

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

組織改正に伴う規則の改正・廃止について

1. 報告事項1

教育長の臨時代理による下記の規則の制定について(令和4年3月8日の教育委員会会議において議決)の報告を行う。

- (1) 神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する 規則(神戸市教育委員会規則第17号)の制定について …P.1~4
 - <対象となる規則・主な改正箇所>
 - ① 神戸市教育委員会事務局組織規則
 - ・青少年科学館の移管に伴う記載の削除
 - ・特別支援教育相談センターの設置に伴う変更
 - ② 神戸市教育委員会公印規則
 - ・青少年科学館の移管に伴う記載の削除
- (2) 神戸市青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則 を廃止する規則(神戸市教育委員会規則第18号)の制定について ···P.5

<対象となる規則>

- ① 神戸市青少年科学館条例施行規則
- ② 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則

<廃止理由>

・ 青少年科学館の移管に伴い不要となるため